

## ■新型コロナウイルス感染症への対応方針等について（第22報 R3.5.11現在）

《5月11日以降（当面5月31日まで）の白川町の対応方針について》

※今後の感染状況によって期間の延長や内容の変更等を行う場合があります。

5月7日に岐阜県の感染者数は130人に上り、以来、昨日（10日）まで4日連続で感染者数は100人を超えています。このような状態が改善されず、仮に毎日新規感染者がこのままの状況で推移すると、あと数日で本県のコロナ病床は埋まってしまい、深刻な事態に陥るといわれています。

岐阜県は、国に対して「まん延防止等重点措置」区域への指定を要請していましたが、5月7日付けで指定を受けることとなりました。

これを受け、岐阜県では既に実施している飲食店等への営業時間の短縮要請の対象である16市町を、今回改めて重点措置を講じるべき区域とし、対策を強化することとしました。期間は、5月9日から5月31日までです。期間終了時、1日あたりの新規感染者が50人を切る程度となることを目標にしています。

町では今後の対応方針について協議し、下記のとおり取り扱うこととしました。

自粛生活が続きます。お疲れのことと思いますが、ここで気を緩めることが無いよう個々でできる感染予防対策に引き続きご協力をお願いします。

なお、岐阜県の感染状況がさらに悪化した場合は、休業要請など、人の行動の抑制につながるような一段と強力な追加策を講じることとなりますのでご承知おきください。

### ○町内小中学校について

これまでも教育委員会から学校を通じて各家庭へ感染防止対策の徹底をお願いしてきています。引き続き対策の徹底をお願いします。

中学校の部活動については、他校との練習試合や合同練習は自粛、公式戦への参加は感染防止対策をもとに慎重に判断することとします。また、活動は県内に限ることとし、該当地域の新型コロナウイルスの感染状況を考慮して実施するものとします。

ただし、県内においても、まん延防止等重点措置実施対象市町村との往来は行わないこととします。

（対象エリア：岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、羽島市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、養老町、北方町 5月11日現在 計16市町）

### ○町民会館・その他施設の対応について

◎町民会館・各地区ふれあいセンター・福祉センター・林業センター

町民会館・各地区ふれあいセンター・福祉センター・林業センター等の利用は、町内のサークル活動や各種団体の会議等に限りです。

施設の利用時間は午後 8 時までとします。

体温チェック、マスク着用、手洗い、手指消毒等を徹底してください。

3 密状態（密閉空間・密集場所・密接場面）を回避するため、内容によっては施設の利用を制限する場合があります。

### ◎楽集館

開館時間は通常どおり（平日は午前 9 時から午後 7 時まで、土日祝日は午前 9 時から午後 6 時まで）ですが、滞在時間は 60 分以内とし本の貸出・返却のみの利用とします。

換気・体温チェック・マスク着用・手指消毒等を徹底し感染予防に努めます。

会議室・企画展示室・常設展示室の利用は停止します。

詳しいことは直接楽集館へお問い合わせください。（TEL74-1022）

### ○子どものスポーツ活動について

健康観察、手洗い、手指消毒、必要に応じたマスクの着用、使用後の施設の消毒清掃、ゴミの持ち帰り等を徹底して活動してください。

他団体との練習試合や合同練習は自粛、公式戦への参加は感染防止対策をもとに慎重に判断すること。なお、県内での活動に限ることとし、該当地域の新型コロナウイルスの感染状況を考慮して実施するものとします。

ただし、県内においても、まん延防止等重点措置実施対象市町村との往来は行わないこととします。（対象エリアは前述のとおり）

活動時間は午後 8 時までとします。

3 密状態を回避するため、人と人との距離を確保することが大切です。一度に大人数が集まって密集・密接することのないよう配慮をお願いします。

### ○大人のスポーツ活動について

体温チェック、手洗い、手指消毒、必要に応じたマスクの着用、使用後の施設の消毒清掃、ゴミの持ち帰り等を徹底してください。

3 密状態を回避するため、人と人との距離を確保することが大切です。一度に大人数が集まって密集・密接することのないよう配慮をお願いします。

社会体育施設及び学校開放施設は、町内者の利用に限りです。

施設の利用時間は午後 8 時までとします。

## ○子育て支援センターの対応について

人数を制限して開所しています。

町内の方のみの利用とし、電話予約が必要です。

## ○町の会議の持ち方、イベント開催についての考え方

これまでどおり必要な会議については、感染防止策を講じた上で開催する方針ですが、参加人数、開催時間、状況によっては書面議決等についてその都度検討することとします。イベントについては原則中止、延期を検討することとします。

※町以外の団体等が主催するイベント・会議等についても、開催の必要性を十分ご検討ください。開催される場合は、感染予防対策を徹底していただきますようお願いいたします。

現在急増している変異株についても同じ対策で感染予防が可能です。

- ・飛沫感染対策：マスク着用（「口が災いの元」。しっかりブロック）
- ・接触感染対策：手洗い（頻繁・丁寧に）
- ・人との距離確保：〔フィジカル・ディスタンス（物理的距離）〕
- ・三密（密閉・密集・密接）の場の徹底回避を。
- ・体調の異変（発熱など風邪症状、味覚・嗅覚障害、息苦しさなど）を感じたら全ての行動（出勤、通学、会合など）をストップ。

これらのいずれかが守られていない場合に感染するといわれています。町民の皆さまには、基本的な感染防止対策を徹底し、感染リスクの高い行事（宴会、飲食を伴うイベント、家族の方以外とのバーベキューなど）については自粛をお願いします。